

**八千代町 第5期障害福祉計画・
八千代町 第1期障害児福祉計画
(案)**

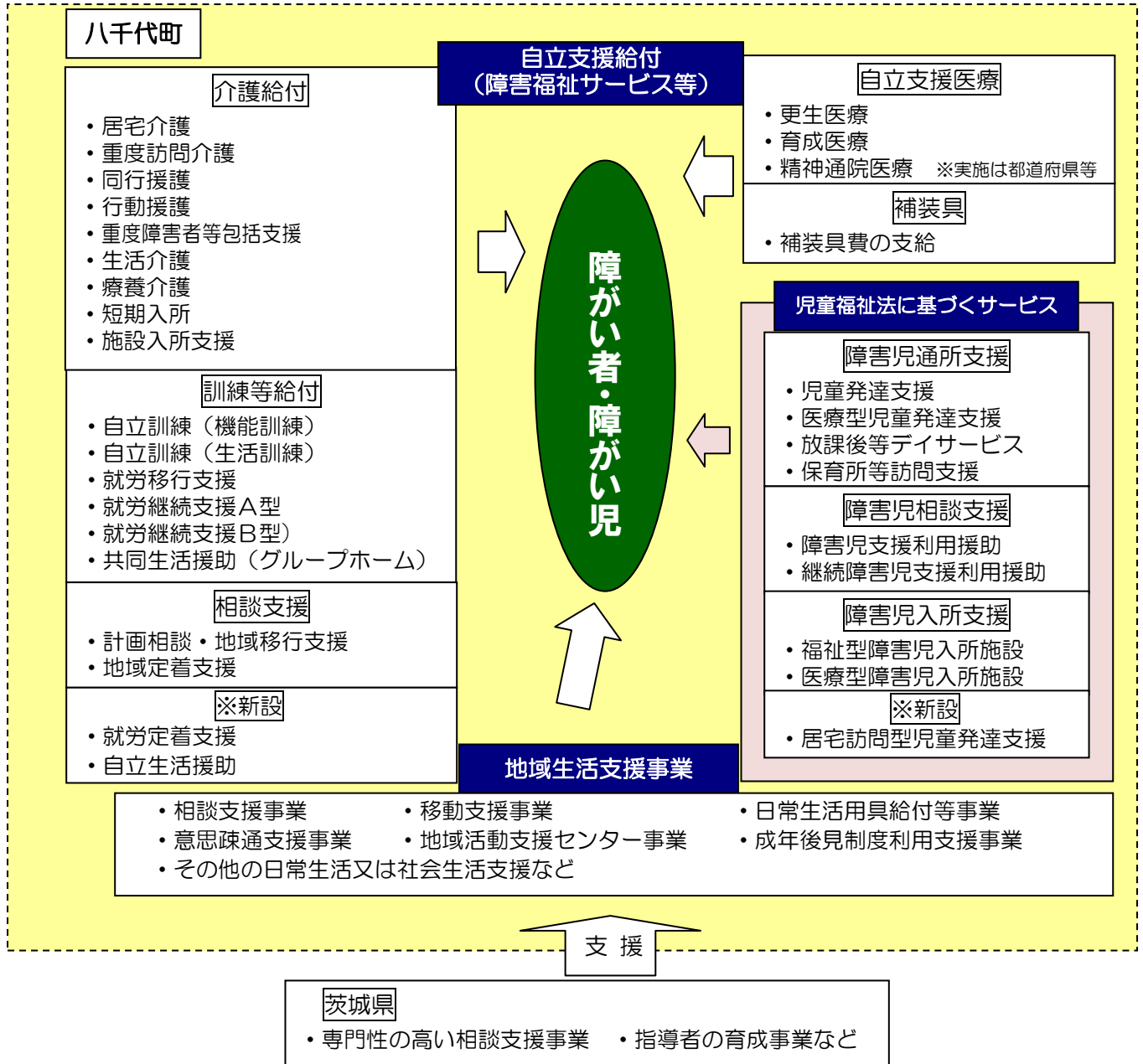
**平成30年3月
茨城県八千代町**

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画 の策定にあたって

1 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障害福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がい者それぞれに必要な支援の程度や勘案すべき事項を踏まえた「障害福祉サービス」の提供、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じた「地域生活支援事業」の柔軟な実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

2 障害福祉サービス等の提供の考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に向けて、次の5つの視点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

基本視点1 訪問系サービスの充実

障がい者一人ひとりの自己選択と自己決定を尊重し、本人の障がいの状態やニーズに応じた適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。また、精神障がい者に対するサービス提供の充実に努めます。

基本視点2 日中活動系サービスの充実

障がい者の自立に向けた就労のための訓練や職場への定着を目指す支援、あるいは介護を受けながら社会とのつながりを持ち、さまざまな活動ができる日中活動の場の確保に努めます。

基本視点3 地域生活移行の促進

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保を図るとともに、居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本視点4 自己実現と社会参加の支援

障がい者が自らの意思と意欲に基づき、就労・創作活動・交流などのさまざまな活動に参加することができるよう、外出・移動や意思疎通が困難な方への支援、障がいの種別・程度・部位に応じた必要な支援の充実に努め、障がい者の社会参加を支援します。

基本視点5 相談支援の提供体制の確保

サービスの利用を必要とする人で、自らサービスの利用計画を立てることが困難な方を適切なサービスに結びつけるため、相談支援サービスの充実に努めるとともに、町自立支援協議会との連携のもと、総合的な相談支援体制の充実に努めます。

3 計画の数値目標

第4期までの計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成29年度までの数値目標を設定していました。

第5期計画では、第4期の実績を振り返った上で、本町の実情等を踏まえ、平成32年度末までの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の地域生活への移行の促進に努めます。

▼第4期計画の実績

平成18年度実績	平成17年度10月現在の入所者数 (A)	33人
平成25年度実績	平成25年度末の入所者数	29人
見込み	平成29年度末の施設入所者数 (B)	31人
第4期目標値	① 削減見込 ^{※1} (A-B)	2人
	② 地域生活移行者数 ^{※2}	3人
実績	平成28年度末の施設入所者数 (C)	29人
	施設入所者削減数 (A-C)	4人

※1 平成29年度末までの削減見込は、平成29年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数と同じ値になります。

※2 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。



見込み	平成32年度末の施設入所者数 (D)	29人
第4期目標値	※国の基本方針 ▶平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。	
	①施設入所者削減数 (C-D)	0人
	②地域生活移行者数	3人

◎平成32年度末までに施設入所者のうちの3人が、自立訓練などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行することを目標とします。

◎なお、障がい者施設入所者の削減数については、高齢者等の入所者が増加している実情を踏まえ、目標設定を行わないもの(0の人数設定)としています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて民間企業等の就労に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の一般就労移行の支援に努めます。

▼第4期計画の実績

平成22年度実績	平成22年度までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数	0人
第4期目標値	平成29年度までの一般就労移行者数	4人
実績	平成28年度の一般就労移行者数	2人



第5期目標値	※国の基本方針 ▶平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。	
	平成32年度の一般就労移行者数	3人

◎本町では、第4期計画期間中の平成28年度において一般就労に移行した実績は2人でしたが、国の基本指針を踏まえ、平成32年度においては3人の方が一般就労へ移行することを目標とします。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設から一般就労への移行を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とします。

▼第4期計画の実績

平成25年度実績	平成25年度末の福祉施設利用者数*	85人
平成25年度実績	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	10人
見込み	平成29年度末の福祉施設利用者数	100人
第4期目標値	平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	13人
実績	平成28年度末の福祉施設利用者数	101人
	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人

※ 福祉施設利用者数とは、生活介護、自立訓練（機能訓練／生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）のいずれかを利用している人数を指します。



見込み	平成32年度末の福祉施設利用者数	126人
第5期目標値	※国の基本方針 ▶平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。	
	平成32年度の就労移行支援事業の利用者数	10人

◎本町では、利用実態等を踏まえ（国の基本指針を踏まえ）、平成32年度においては、第4期計画期間中の平成28年度末の就労移行支援事業利用者数から2割増加の10人が利用することを目標とします。

第2章 障害福祉サービス等

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【 サービス一覧 】

サービス名	給付の種類	内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。	障害支援区分1以上の者
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。	障害支援区分4以上の者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	重度の視覚障がい者 ※身体介護を伴う場合、 障害支援区分2以上の者
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	障害支援区分3以上の者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6の者

第5期計画の見込量と確保方策

(1か月当たり)

第4期の 計画値 ・ 実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
・居宅介護	11人 304時間	7人 206時間	12人 331時間	11人 345時間	13人 358時間	15人 298時間
・重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
・同行援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
・行動援護	2人 15時間	0人 0時間	2人 15時間	0人 0時間	2人 15時間	0人 0時間
・重度障害者等 包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
計	13人 319時間	7人 206時間	14人 346時間	11人 345時間	15人 373時間	15人 298時間
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	・居宅介護	18人 360時間	21人 420時間	24人 480時間		
	・重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間		
	・同行援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間		
	・行動援護	1人 15時間	1人 15時間	1人 15時間		
	・重度障害者等 包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間		
計	19人 375時間	22人 435時間	25人 495時間			

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 今後も、町内及び近隣市町のサービス提供事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、ホームヘルパー等の養成支援のほか、サービス内容や提供方法等を検討し、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、現在サービスの利用はありませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- 施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障がいの内容や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「就労定着支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3 (50歳以上は区分2) 以上の者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月あたり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	52人	49人	53人	53人	54人	55人
	1,002人日	969人日	1,022人日	1,062人日	1,041人日	1,098人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	55人		56人		57人	
	1,100人日		1,120人日		1,140人日	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 利用は一定の水準で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者のニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な 身体障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 20人日	0人 0人日	1人 20人日	0人 0人日	1人 20人日	0人 0人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人 15人日		1人 15人日		1人 15人日	

(1か月あたり)

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期においてサービスの利用はありませんが、第5期においてはサービス利用を見込んでおり、利用希望者が現れた場合にサービス提供を確保できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握し、提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な 知的・精神障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人 99人日	3人 64人日	6人 99人日	2人 39人日	7人 116人日	3人 68人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	5人 70人日		5人 70人日		5人 70人日	

(1か月あたり)

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 利用は一定の水準で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24ヶ月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上のための必要な訓練や支援により就労が見込まれる65歳未満の者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	11人 214人日	7人 124人日	12人 234人日	8人 147人日	13人 253人日	8人 148人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人 150人日		9人 168人日		10人 185人日	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期においてはサービス利用の実績値が計画値を下回っているが、障がい者の自立支援のためにも重要なサービスであることから、第5期においては更なる利用の増加を見込んでいます。
- 今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労移行支援事業の利用促進を図ります。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(5) 就労継続支援 (A型)

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難な障がいのある者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月あたり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人	2人	3人	4人	4人	8人
	63人日	43人日	63人日	58人日	56人日	158人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	10人		12人		14人	
	200人日		240人日		280人日	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期においてはほぼ見込み通りのサービス利用がありましたが、平成29年度に計画を大きく上回る利用実績がありました。
- 利用希望者に必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金(工賃)の向上など就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労していて離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	28人 500人日	30人 593人日	29人 518人日	34人 661人日	30人 536人日	40人 770人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	42人 810人日		44人 850人日		46人 880人日	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 利用は増加傾向で推移しており、今後も引き続き十分なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金の向上などの就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (新設)	円滑な地域移行へ向け、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等

第5期の見込量と確保方策

(1か月あたり)

第5期の 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1人 20人日	2人 40人日	2人 40人日

▶サービスの確保に向けて

○利用者は未知数ですが、ニーズに応じてサービス確保が図れるよう、提供基盤の充実に努めます。

(8) 療養介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。	①ALS患者などで呼吸管理を行っている障害支援区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5の者

第5期の見込みと確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人 90人日	2人 62人日	3人 90人日	2人 62人日	4人 120人日	2人 62人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	3人 93人日		3人 93人日		3人 93人日	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期においてはやや計画を下回りましたが、ほぼ見込みどおりの利用実績がありました。
- サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズを把握に努め、医療機関との連携を図ります。

(9) 短期入所

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	介護者が病気などの理由で一時的に障がい者（児）の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	障害支援区分1以上の者

第5期の見込量と確保方策

		(1か月あたり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
第4期の 計画値 ・ 実績値	福祉型	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
				16人 138人日	6人 72人日	16人 148人日	5人 55人日
第5期の 見込み	福祉型	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
				9人 90人日	10人 100人日	10人 100人日	
第5期の 見込み	医療型			1人 10人日	1人 10人日	1人 15人日	1人 8人日

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期中においてはサービス利用の実績値が計画値を大きく下回っており、第5期においては平成29年度の実績を水準にした利用を見込んでいます。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

3 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

(1) 自立生活援助

サービス名	給付の種類	内容	対象者
自立生活援助	自立支援給付 (新設)	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行う。 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する者等

第5期の見込みと確保方策

		(1か月あたり)		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第5期の 見込み	自立生活援助	1人	1人	1人

▶サービスの確保に向けて

○障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日常生活に対する支援を充実し、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を進めていきます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	給付の種類	内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの 日中活動サービスを利用している身 体障がいのある人・知的障がいのある 人・精神障がいのある人に共同生活の 場を提供し、相談や日常生活上の援助 を行います。また、利用者のニーズに 応じて食事等の介護等も行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日、共同生活を 行う住居で相談や日常 生活上の援助を必要と する者 ・食事や入浴などの介護が 必要な者(障害支援区分 の認定が必要です)

※平成 26 年 4 月から、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値 ・ 実績値		(1か月あたり)					
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	共同生活援助	18 人	18 人	18 人	19 人	18 人	25 人
第5期の 見込み		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	共同生活援助	26 人		27 人		28 人	

※平成 29 年度の実績は平成 30 年 2 月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4 (50歳以上は区分3) 以上の者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月あたり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	31人	31人	31人	29人	31人	30人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	30人		29人		29人	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○施設入所支援については、多くの利用者は町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町村と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の推進に取り組みます。

4 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
計画相談支援	計画相談支援給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	地域相談支援給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	障がい者支援施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域相談支援給付費	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。	居宅において単身などで生活する障がい者

第5期の見込量と確保方策

		(1年あたり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
第4期の 計画値 ・ 実績値	計画値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	計画相談支援	90人	119人	95人	134人	100人	135人
	地域移行支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度		
	計画相談支援	140人	145人	150人			
	地域移行支援	0人	0人	0人			
	地域定着支援	0人	0人	0人			

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。
- 地域定着支援については、計画期間中の利用を見込んでいませんが、サービス利用の対象となる障がい者の把握とサービス提供体制の確保を図ります。

5 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は基本的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

名称	内容	対象者
精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

▶ 今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。

内容	対象者
身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付・修理に要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

▶ 今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3章 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

1 障害児通所支援

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
医療型児童発達支援	総合的な療育機能を担い、継続した集団療育と個別療育を通して、運動障がいのあるお子さんとそのご家族に専門的な支援を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず

第5期の見込量と確保方策

(1か月あたり)

第4期の 計画値 ・ 実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	9人 66人日	6人 27人日	10人 71人日	6人 26人日	11人 76人日	6人 65人日
放課後等 デイサービス	22人 155人日	15人 166人日	25人 176人日	17人 274人日	28人 197人日	19人 321人日
保育所等訪問支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
医療型 児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	児童発達支援	7人 75人日	8人 80人日	9人 90人日		
	居宅訪問型 児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日		
	放課後等 デイサービス	20人 340人日	21人 360人日	22人 370人日		
	保育所等訪問支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日		
医療型 児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日			

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。

2 障害児相談支援

内容	対象者
障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。	障害児通所支援を申請した障がい児であって、町が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	38人	26人	39人	32人	40人	35人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	35人		36人		36人	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します。

第4章 地域生活支援事業

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容	対象者
障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体。 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有すること ・町内の事業所等に在籍し、勤務していること ・町内の学校等に在学していること

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	無	有	有	有	有
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催したり、ホームページを作成し啓発を行います。

○地域自立支援協議会で広報紙を発行し、住民意識の高揚を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

内容	対象者
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	町内の障がい者やその家族、地域住民など

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	無	有	無	有	無
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動の支援を図ります。

(3) 相談支援事業

内容	対象者
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用するすべての障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値 ・ 実績値		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	無	0か所	無	0か所	有	0か所
	市町村相談支援機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	住宅入居等支援事業	無	0か所	無	0か所	無	0か所
第5期の 見込み			平成30年度	平成31年度	平成32年度		
		障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所		
		地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所		
		基幹相談支援センター	無	無	有		
		市町村相談支援機能強化事業	1か所	1か所	1か所		
	住宅入居等支援事業	無	無	無			

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- より地域に密着した総合的な相談支援を図るため、本町では相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 住宅入居等支援事業の対象者である「賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者」への対応が必要な場合は、福祉課が窓口となり、不動産業者に対する住宅のあっせん依頼、入居手続きの支援等を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	対象者
成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1年あたり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	1人	1人	0人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期においては、平成28年度に1人利用実績がありました。成年後見制度による保護・援助が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。
- 成年後見制度の利用について、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	対象者
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、法人等による成年後見等の利用が必要であると認められる者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	0人		0人		1人	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修などを行います。
- 法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などを行います。
- 社会福祉協議会に対し、事業実施に向けた働きかけを行います。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容	対象者
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
手話通訳者設置事業		

第5期の見込量と確保方策

		(1年あたり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
第4期の 計画値 ・ 実績値	手話通訳者派遣事業	2人	1人	2人	1人	2人	1人
		要約筆記者派遣事業	—	0人	—	0人	—
	手話通訳設置事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第5期の 見込み		平成30年度	平成31年度	平成32年度			
	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	2人	2人	2人			
	手話通訳設置事業	0人	0人	0人			

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣は、茨城県立聴覚者障害者センターと連携し、サービスを確保します。
- 平成26年度においては、手話通訳者派遣の利用者が2人ありましたが、潜在的な利用希望者がさらにいることも考えられることから、対象者の把握と利用促進に努めます。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、計画期間においては他市町村との連携を図りながら、サービスの確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子	在宅の 身体障がい者 又は 最重度の 知的障がい者
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具	
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具	
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作などを図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成	

第5期の見込量と確保方策

		(1年あたり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第4期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	3件	0件	3件	1件	3件	0件
	自立生活支援用具	3件	2件	3件	1件	3件	2件
	在宅療養等支援用具	2件	1件	2件	2件	2件	0件
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件	1件	1件	2件
	排泄管理支援用具	310件	319件	310件	403件	310件	442件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	0件	1件	0件
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	介護・訓練支援用具	1件		1件		1件	
	自立生活支援用具	3件		3件		3件	
	在宅療養等支援用具	2件		2件		2件	
	情報・意思疎通支援用具	2件		2件		2件	
	排泄管理支援用具	450件		450件		450件	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件		

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。
- 日常生活用具の必要な障がい者への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容	対象者
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。	手話言語の習得を希望する町民

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1年あたり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10人	9人	11人	18人	12人	19人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	10人 (講習修了者)		11人 (講習修了者)		12人 (講習修了者)	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○県や社会福祉協議会などの関係団体等との連携のもと、手話通訳講習会を年30回開催し、本町において意思疎通支援の担い手となる人材の育成に取り組みます。

(9) 移動支援事業

内容	対象者
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。	障がいによって単独での移動が困難である障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1年あたり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	5人	5人	6人	1人	7人	2人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	5人		5人		5人	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 今後も引き続き、町内や近隣市町の事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容	対象者規模
I型	専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者 利用人員20人以上
II型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の障がい者 利用人員20人以上
III型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者 利用人員10人以上

第5期の見込量と確保方策

第4期の計画値・実績値		(1年あたり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
町外センター利用		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		6人	11人	7人	11人	8人	5人
第5期の見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
町外センター利用		3か所		3か所		3か所	
		8人		8人		8人	

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- I型、III型について町外事業所に委託して実施しており、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援しています。
- II型については、これまでの事業実績はありませんが、今後、近隣市町の状況、利用者の動向や要望、事業所等の意向を踏まえて事業の実施体制の確保を検討します。

2 任意事業

サービス名	内容	対象者
日中一時支援事業	在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。	日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者
社会参加支援事業 ① スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。	障がい者
② その他社会参加支援	障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加を効果的に促進することを目的として障がい者福祉の集いを開催し、相互の友情と情報の輪を更に広げ、在宅の障がい者福祉の向上に努めます。	障がい者
自動車免許取得費補助事業	障がいのある人の就労等の社会参加を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に補助金を交付します。	障害者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、就労等の社会参加の促進が見込まれる者
自動車改造費補助事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるように自動車を改造する場合に補助金を交付します。	障害者手帳の交付を受けている者又は生計を一にする者であって、就労などに伴い自ら運転する自動車の一部を改造する者

第5期の見込量と確保方策

		(1年あたり)							
		平成27年度		平成28年度		平成29年度			
第4期の 計画値 ・ 実績値		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値		
		日中一時支援事業	25人	17人	26人	19人	27人	15人	
		社会参加支援事業 ①スポーツ・レクリエーション 教室開催等	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
		②その他社会参加支援	0件	1件	0件	1件	0件	1件	
		自動車免許取得費補助事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件	
	自動車改造費補助事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件		
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度			
			日中一時支援事業	20人		20人		20人	
			社会参加支援事業 ①スポーツ・レクリエーション 教室開催等	1件		1件		1件	
			②その他社会参加支援	1件		1件		1件	
			自動車免許取得費補助事業	1件		1件		1件	
	自動車改造費補助事業	1件		1件		1件			

※平成29年度の実績は平成30年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 日中一時支援については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。
- 障害児早期療育等強化事業として、障がい児の通園事業を行っている事業所に対し、補助を行います。
- 社会参加支援事業については、八千代町身体障害者福祉協会への委託、補助金の交付によりサービス提供を確保します。
- 自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を補助します。
- 自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者で、所有または取得する自動車を改造する場合、所得制限の条件を満たす場合に費用の一部を補助します。

第5章 制度のより良い運用

サービスの利用申請の受付、認定調査、審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービス支給決定事務を円滑に推進します。

指定事業者等のサービスの質の向上とともに、サービスの利用にあたって苦情解決制度や利用者負担軽減措置制度を周知します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	審査会の運営 障害支援区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）や、支給要否決定の意見を述べるために、「審査会」を設置、運営します。 審査会の開催時期や開催頻度については、新規申請の状況等を踏まえながら、利用者に配慮した柔軟な対応を図ります。	福祉課
2	障害支援区分の認定・サービス支給決定 障がい者からのサービス利用申請について、相談支援事業者のアセスメント結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、さらに、「審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行い、サービス支給決定を行います。	福祉課
3	指定障害福祉サービス事業者等の質的向上 障害者総合支援法第42条、「指定事業者等」の責務の遵守を求めるとともに、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」を受審することなどを勧奨します。	福祉課
4	利用者保護促進事業 サービスの利用に伴う利用者の苦情や意見について、福祉課、保健センター、社会福祉協議会等の窓口で対応します。 障害認定区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」への審査請求、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」が扱うなど苦情解決の仕組みの周知を図ります。	福祉課